

---

---

ボランティア団体  
**あいレンジャー**



---

---

**あいレンジャー会則**

---

---

---

---

# あいレンジャー会則

## 第1条（名称）

本会は、「あいレンジャー」と称する。

## 第2条（設立年月日）

本団体は、2025年5月1日を設立年月日とする。

## 第3条（事務所）

本会の事務所は、

\*\*\*\*\*に置く。

## 第4条（目的）

本会は、「拾う人がもっと増えれば、  
捨てる人も減らせるかもしれない」という創設の理念に基づき活動する。

「ゴミを捨てる人が1人で、ゴミを拾う人が100人。  
そしたら世界がきれいになるね」という、  
子どもの純粋な想いと言葉を活動の源とし、未来の実現を目指す。

誰もがスーパーヒーローとなって地域美化活動を推進し、  
日本中にヒーロームーブメントを起こすことを通じて、  
持続可能な社会環境の実現に貢献することを目的とする。

## 第5条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 1.各地域における定期的な清掃活動
- 2.各地で活動する清掃団体との協働イベントの企画・実施
- 3.清掃活動を行う個人・団体への物資の寄付
- 4.SNSを活用した活動の発信および啓発活動
- 5.その他、本会の目的を達成するために必要な活動

---

---

## 第6条（構成員）

1. 本団体の目的及び活動に賛同し、  
所定の手続きを経て入会した者を会員とする。
2. 会員は、主に東海地区の居住者、または東海地区を中心とする活動に  
継続的に参加協力する者で構成する。
3. 会員は、代表に申し出ることにより、自由に退会できる。

## 第7条（参加者）

1. 本団体は、特定の活動に一時的または継続的に協力する者を  
参加者として受け入れることができる。
2. 参加者は、本団体の活動に協力するが、総会における議決権および  
団体の財産に対する持分を持たない。

## 第8条（役員）

1. 役員は以下の通りとする。

- **代表 兼会計 加藤 あゆみ**

団体業務の統括、執行・団体財産（会計）業務の執行

- **副代表 兼監事 加藤 卓弘**

代表の補佐、団体の業務執行状況の監査

団体財産（会計）の状況および業務の監査

- **広報担当理事 神戸 一平**

広報担当（撮影・編集）・活動中のリスク管理、その他業務の執行

2. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3. 役員は、総会において、会員の互選により選出する。

---

---

## 第9条（活動の中心人物）

1. 本団体は、設立のきっかけとなった理念を体現する活動の中心となる人物（以下「活動リーダー」という）を置く。
2. 活動リーダーは、本団体の活動目標の達成に向けて、団体の理念に基づいた実質的な活動を指揮する役割を担う。
3. 活動リーダーは、代表が指名する。

## 第10条（会議）

1. 本団体の会議は、総会とする。
2. 総会は、本団体のすべての会員をもって構成する。
3. 総会は、代表が招集する。通常総会は、毎事業年度の終了後1か月以内に開催するものとし、臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は会員の過半数の要求があったときを開催する。
4. 総会では、次の事項について議決または承認を行う。
  - (1) 事業報告及び活動計画に関する事項
  - (2) 収支決算及び収支予算に関する事項
  - (3) 会則の改廃に関する事項
  - (4) 役員の選任に関する事項
  - (5) 団体の解散に関する事項
  - (6) その他、本団体の運営に関する重要事項
5. 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。  
ただし、会則の変更、団体の解散等の重要事項については、出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。
6. 議決につき可否同数のときは、議長がこれを決する。

---

---

## 第11条（財務）

1. 本会の経費は、寄付金、助成金、その他の収入をもって充てる。
2. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 本団体の収支決算は、毎事業年度終了後、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

## 第12条（残余財産の処分）

1. 本団体が解散した場合の残余財産は、総会の議決を経て本団体の目的に合った団体または地方公共団体に寄付するものとする。
2. 会員は、団体の財産に対して持分を主張したり、返還を求めたりすることはできない。

## 第13条（会則の変更）

この会則は、総会において、出席した会員の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。

## 第14条（会則施行日）

1. この会則は、2025年5月31日から施行する。
2. 本会則は、この度組織体制の明確化に伴う改正を行い、2025年11月11日より施行する。

この会則の記載内容について、事実と相違ない事を証明します。

\*\*\*\*\*

代表者 加藤 あゆみ